

事 務 連 絡

令和2年(2020年)10月28日

診療・検査医療機関の設置者 様

滋賀県健康医療福祉部長

(公 印 省 略)

**診療・検査医療機関支援事業費補助金交付要綱の制定および診療・検査医療
機関支援事業の実施について**

平素は本県の保健医療行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、今冬の新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、発熱等の症状のある人が地域の身近な医療機関で迅速に必要な診療・検査を受けられる体制の整備に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の診療または行政検査に関する業務に従事された職員が新型コロナウイルス感染症に感染し、診療所が休業を余儀なくされた場合において、当該休業期間における賃金、賃料等を補助するため、標記補助金交付要綱を別添のとおり制定しましたので、今年度当該補助事業を活用される場合には、別紙を御参照の上、あらかじめ担当まで連絡いただきますようお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

感染症対策室 担当：井上

TEL：077-528-3586 FAX：077-528-4866

E-mail：coronataisaku11@pref.shiga.lg.jp

診療・検査医療機関支援事業の実施について

- この補助金は、診療・検査医療機関に指定された診療所の職員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、当該診療所の休業期間における賃金、賃料等を補助するものです。
- 要綱第3条のとおり、職員が次のいずれかにおける業務その他新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の診療または行政検査に関する業務に従事した際に新型コロナウイルス感染症に感染したことにより休業を余儀なくされた診療所が補助対象です。
 - (1) 当該診療所（診療・検査医療機関の指定を受けたもの）
 - (2) 地域外来・検査センター
 - (3) 軽症者等の宿泊療養施設
- 以下の基準額を上限として、休業期間中の実費相当分を補助することとします。ただし、雇用調整助成金の支給を受ける場合は、当該支給額を控除します。

賃金	医師	1人1日当たり 60,000円	(全体の上限額) 同一の原因に基づく休業につき 1診療所当たり 2,212,000円
	医師以外の医療従事者	1人1日当たり 15,000円	
賃料等		1日当たり 8,000円	

- 申請様式の電子媒体を希望される場合は、下記担当宛てメールを送信してください。
メールの表題は、「診療・検査医療機関支援事業費補助金様式送付について」とし、本文に医療機関名、担当者名および連絡先を記載願います。

<担当連絡先> 滋賀県健康医療福祉部医療政策課感染症対策室 井上

TEL : 077-528-3586 FAX : 077-528-4866

E-mail : coronataisaku11@pref.shiga.lg.jp

診療・検査医療機関支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、診療・検査医療機関の指定を受けた診療所等への支援について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより休業を余儀なくされた診療所に対する支援制度を設けることにより、診療・検査を担う診療所を拡大し、多数の発熱患者等が地域で適切に診療・検査を受けられる体制を整備することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象は、職員が次の各号のいずれかにおける業務その他新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の診療または行政検査に関する業務に従事した際に新型コロナウイルス感染症に感染したことにより休業を余儀なくされた診療所とする。

- (1) 当該診療所（診療・検査医療機関の指定を受けたものに限る。）
- (2) 地域外来・検査センター
- (3) 軽症者等の宿泊療養施設

(補助金の額)

第4条 この補助金の交付額は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める項目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 項目	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率	5. 上限額
賃金	次の各号に掲げる職員1人につき、診療所の休業1日当たりそれぞれ当該各号に	診療所から職員に対し、休業期間中の労働日に通常支払われる賃金（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1	10/10	同一の原因に基づく休業につき、1診療所当たり

	掲げる額 (1) 医師 60,000 円 (2) 医師以外の医療従事者 15,000 円	号ならびに雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 102 条の 2 および第 102 条の 3 の規定に基づき雇用調整助成金が支給されるものを除く。）の額		2,212,000 円
賃料等	診療所の休業 1 日当たり 8,000 円	賃貸借契約およびこれと類似する契約または処分（以下「賃貸借契約等」という。）に基づき自らの事業のために他人の所有する土地または建物を直接占有する診療所が、当該土地または建物を使用および収益するために対価として支払う休業期間中の賃料等（当該対価に係る租税を含む。以下同じ。）の額	10/10	

※ 対象経費の具体的な算定方法については、別紙のとおりとする。

（交付申請）

第 5 条 規則第 3 条に規定する補助金の交付申請は、別紙様式第 1 号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出するものとする。

（交付の条件）

第 6 条 規則第 5 条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助金および事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- (4) 事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別紙様式第 4 号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度

5月20日までに知事に報告しなければならない。また、当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(5) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別紙様式第2号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて速やかに提出するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告は、別紙様式第3号による報告書を、事業完了後1月以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、同報告書に記載する関係書類を添えて知事に提出するものとする。

(標準事務処理期間)

第9条 標準事務処理期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から起算して14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

付 則

この要綱は、令和2年10月9日から施行し、令和2年度補助金より適用する。

【別紙】対象経費の算定方法について

1 賃金

- (1) 第4条の表に規定する「賃金」の対象経費は、診療所の休業期間の初日の前日における職員の時間当たり賃金の額に、それぞれ当該職員の1日平均所定労働時間を乗じて得た額を合算した額とする。なお、「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として診療所が職員に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであって、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）第3条に規定する範囲外のものを除く。）とする。
- (2) 前号に規定する「時間当たり賃金の額」は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条の規定に基づき支払われる時間外、休日および深夜の割増賃金の算定の基礎となる時間当たり賃金の額とする。
- (3) 第1号に規定する「1日平均所定労働時間」は、診療所の休業期間の総所定労働時間を当該期間の総所定労働日数で除して得た数とする。
- (4) 第3号に規定する「所定労働時間」は、労働基準法第32条に規定する労働時間の範囲内で、労働契約、就業規則、労働協約等（以下「労働契約等」という。）によって職員が勤務すべきものとして定められた時間とし、同号に規定する「所定労働日数」は、労働契約等によって労働すべき日とされた日数とする。

2 賃料等

- (1) 第4条の表に規定する「賃料等」の対象経費は、次号から第4号までに規定する算定基礎額に診療所の休業月数を乗じて得た額とし、休業期間が1月に満たない場合は日割計算を行うものとする。なお、「賃料等」とは、賃料のほか地代、共益費および管理費を含むものとする。
- (2) 第1号の算定基礎額は、休業期間の初日の前1月以内に当該初日の属する月分の賃料等として支払った額（申請者が複数月分の賃料等をまとめて支払っている場合は、休業期間の初日の直前の支払い（当該初日の属する月分に相当する賃料等を含むものに限る。）で支払った当該賃料等の1月平均の額）とする。
- (3) 前号の規定により算定基礎額を算定する場合において、賃貸人その他の申請者に対して土地または建物を使用および収益させる義務を負う者（以下「賃貸人等」という。）と申請者との関係が次の各号のいずれかであるときは、当該土地または建物に係る賃料等は含めないこととする。
 - ア 申請者が賃貸人等の代表取締役または親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等（自然人であるものに限る。）をいう。）である

もの

イ 賃貸人等が申請者の配偶者もしくは一親等内の血族もしくは姻族または当該配偶者もしくは一親等内の血族もしくは姻族を代表取締役または親会社等とする法人であるもの

ウ アおよびイに規定する関係に類するものその他補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断するもの

(4) 第2号の規定により算定基礎額を算定する場合において、法律上の原因なく、または違法に使用および収益している土地または建物に係る賃料等は含めないこととする。